

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号

法人税更正処分等取消請求上告受理申立事件

国側当事者・国

平成20年12月11日不受理・確定

決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項(上告受理の申立て)に規定する事件に当たらないとして、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

(第一審・神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年6月1日判決、本資料257号-113・順号10722)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年6月12日判決、本資料258号-109・順号10967)

決 定

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	宗藤 泰而ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	宗野 有美子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年12月11日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 泉 徳治

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子